

3. 対象事業に係る計画の検討の経緯

3.1 当該対象事業の実施に至る経緯

大阪・関西万博には全国各地から一定程度の自動車での来場が想定される中、市内の既設駐車場に適切に案内することが困難と考えられること、また会場に近い駐車場にアクセスが集中し、或いは彷徨い交通による渋滞が発生する等、様々な問題発生が懸念されることから、自動車による来場者が確実に会場までアクセスできる環境を整える必要がある。そのため、本万博では会場外に専用駐車場を設け、パークアンドライド方式を採用することとしている。

会場外の駐車場候補地は、会場から概ね 15km 圏内において複数箇所に設置する計画である。この内、万博会場に最も近い舞洲の会場外駐車場候補地は、会場と合わせて環境影響評価の手続きを先行して進めている。

本事業計画地である堺 2 区周辺の用途地域は工業専用地域であり、住居系地域はなく、生活環境へ与える影響は少ない場所である。

また、事業計画地の近傍には、阪神高速 4 号湾岸線及び 6 号大和川線の三宝出入口並びに 4 号湾岸線と 6 号大和川線を繋ぐ三宝 JCT が位置しており、会場外駐車場までのアクセス、会場外駐車場から会場まで輸送するパークアンドライドバスのアクセスにも優れた場所である。

以上のことから、堺 2 区を候補地として選定し、来場者の自家用車の駐車スペース、万博会場との間を結ぶパークアンドライドバスの乗降場所、待合所、トイレ、管理運営施設等を設置する計画である。

3.2 事業計画案の選定

配慮計画書では、事業計画地の施設配置計画として、以下のような複数案について検討し、その結果、3案の中で「第1案」が環境的、総合的に優れた計画案であると評価した。

3.2.1 配慮計画書における複数案の設定

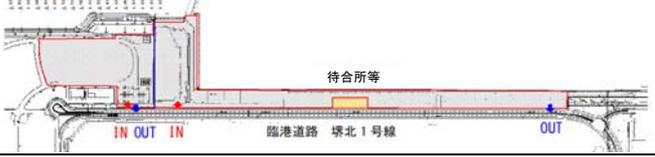
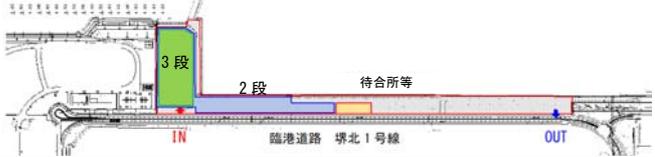
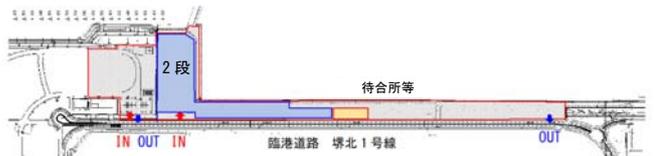
配慮計画書では、下記の基本的な事項を踏まえ、事業計画地の敷地範囲、駐車場施設の構造、配置等が異なる3案を立案した。

【施設配置計画における基本的な事項】

大阪・関西万博の輸送計画、事業計画地の特性等を踏まえ、基本的な事項を以下のとおり設定した。

- ・ 駐車台数は2,000台以上を目標とする。
- ・ 約半年間という短期間の供用であるため、出来る限り工事規模を最小限に抑え、経済性や復旧の容易性にも配慮した計画とする。
- ・ 駐車場への出入は臨港道路の東行き一方向からとする。
- ・ 工業専用地域であるため建ぺい率60%以下を目安とする。

表 3.2-1 施設配置計画複数案一覧表

案	構造	案の考え方	事業計画地面積・駐車台数・配置イメージ図
第1案	平面	現況地形・施設等を活かした平面配置案。工期、工費等が最小限で復旧も容易な案。	面積=9.1ha（うち、海とのふれあい広場区域3.4ha） 駐車台数=約2,300台 
第2案	立体 (2階 3段)	海とのふれあい広場以外の区域で駐車台数を確保するために駐車施設を立体化した案。	面積=5.7ha 駐車台数=約2,300台 
第3案	立体 (1階 2段)	立体化の規模を抑え、海とのふれあい広場の使用範囲を小さくした折衷案。	面積=8.0ha（うち、海とのふれあい広場区域2.3ha） 駐車台数=約2,300台 

(注) 駐車台数は概略値

【第1案】 平面案 (面積: 約9.1ha[うち、海とのふれあい広場区域3.4ha])

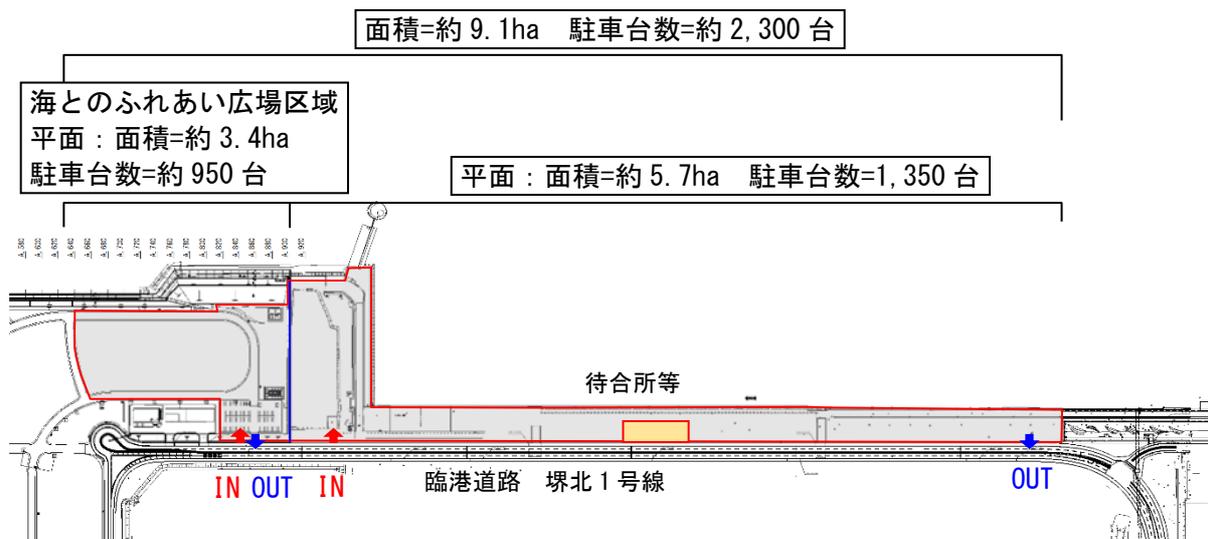


図 3.2-1 施設配置の複数案検討 (第1案)

【第2案】 2階3段立体案 (面積: 約5.7ha)

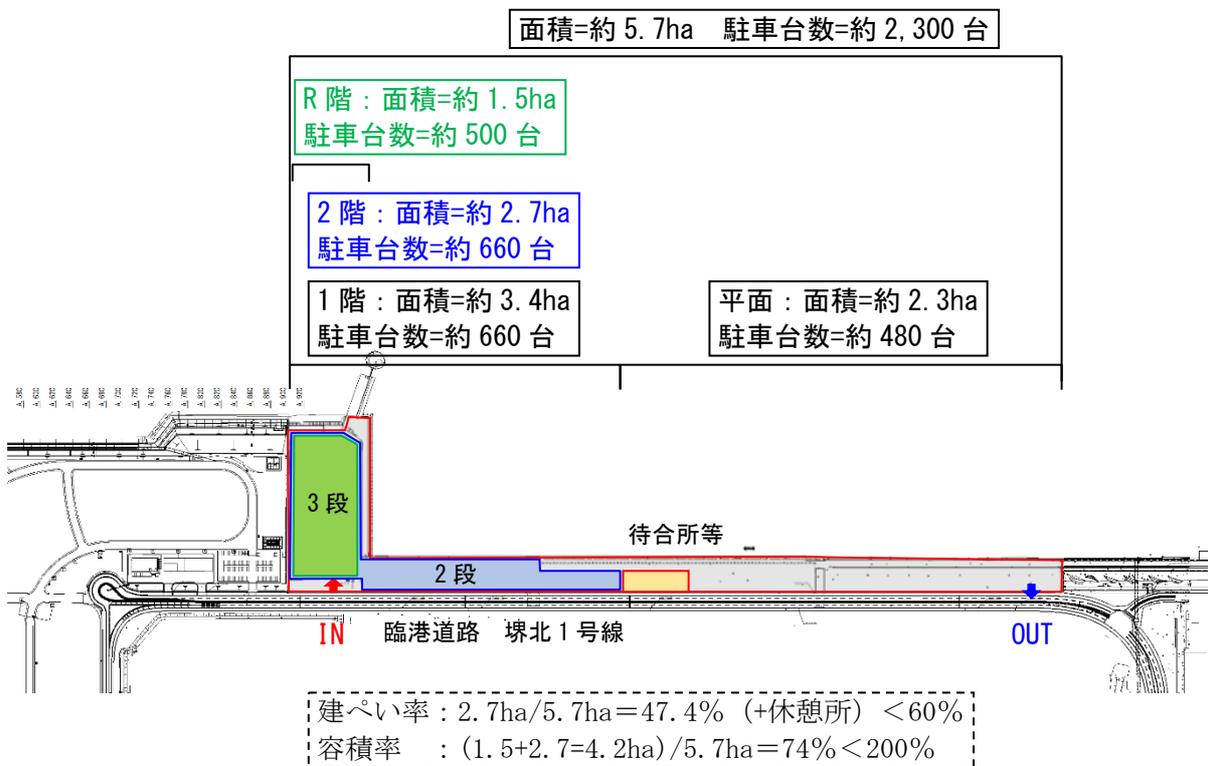


図 3.2-2 施設配置の複数案検討図 (第2案)

【第3案】 1階2段立体案 (面積: 約8.0ha[うち、海とのふれあい広場区域2.3ha])

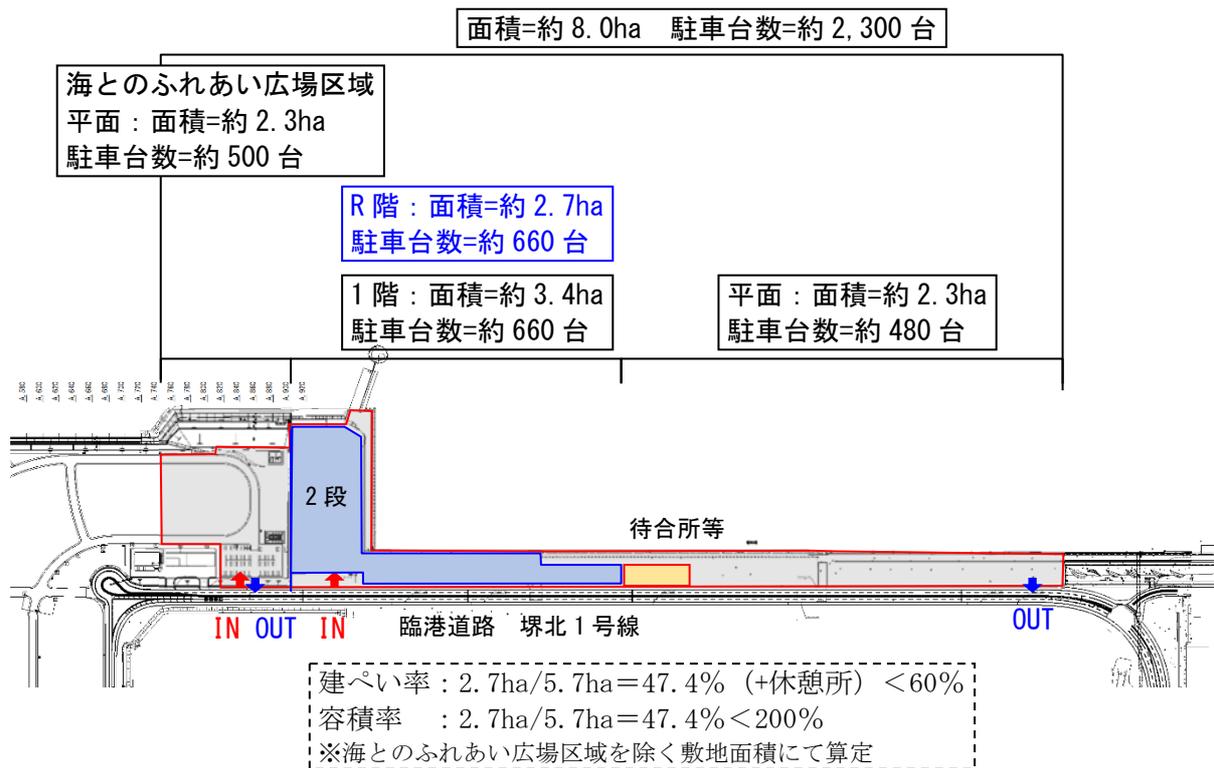


図 3.2-3 施設配置の複数案検討図 (第3案)

3.2.2 配慮計画書における事業計画案の選定

環境要素ごとの予測・評価、及び社会面、経済面からの評価では、表 3.2-2 に示すとおり、計画位置、規模が同等であるため、3案同じになる項目も多いが、比較可能な項目から総合的に「第1案」が最も優れているという結果となった。

「第1案」は、駐車場をすべて平面計画とした案で、工事規模を最小限に抑えることができ、環境影響だけでなく、コストや工期の観点からも、最も優れている。

一方、「第2案」「第3案」は、立体駐車場の建設に伴い、工事規模が大きくなり、環境への影響が「第1案」に比べて大きいだけでなく、コストや工期のデメリットも大きくなっている。

表 3.2-2 事業計画案の選定結果

		第1案	第2案	第3案	
計画段階配慮事項	大気質	工事の実施	◎	△	○
		施設の供用	◎	○	○
	騒音	工事の実施	◎	△	○
		施設の供用	(3案同じ)		
	振動	工事の実施	◎	△	○
		施設の供用	(3案同じ)		
	土壌汚染	工事の実施	◎	○	○
	光害	施設の供用	◎	△	○
	陸域生態系	工事の実施	◎	△	○
		施設の存在	○	◎	○
	人と自然との 触れ合い活動 の場	工事の実施	◎	△	○
		施設の存在	○	◎	○
		施設の供用	○	◎	○
	景観	施設の存在	◎	△	○
	地球環境 (地球温暖化)	工事の実施	◎	△	○
		施設の供用	(3案同じ)		
	廃棄物等	工事の実施	◎	△	○
	安全 (交通)	工事の実施	◎	△	○
施設の供用		(3案同じ)			
施設としての相応しさ (社会面)		本事業の目的は、2025年日本国際博覧会の会場外駐車場であり、自動車を利用して博覧会を訪れる多くの利用者が円滑に利用できる施設として相応しいものとする。			
工期		◎	△	○	
事業コスト (経済面)		◎	△	○	
万博利用後の現状復元		◎	△	△	
総合評価結果		◎ (◎:15、○:2、△:0)	△ (◎:2、○:2、△:13)	○ (◎:0、○:16、△:1)	

◎ 計画段階配慮事項：他案と比較して環境影響は最も軽微である／その他：他案と比較して最も優れている。

○ 計画段階配慮事項：他案と比較して環境影響は軽微である／その他：他案と比較して優れている。

△ 計画段階配慮事項：他案と比較して環境影響が大きい／その他：他案と比較して劣っている。

3.2.3 事業計画地の一部見直し

配慮計画書において第1案を選定した後、事業計画地の管理者と協議・調整を進め、事業計画地の一部の見直しを行った。

見直し内容としては、事業計画地のうち、海とのふれあい広場を利用した範囲を、隣接する堺浜自然再生ふれあいビーチ東側の民間地(未利用地)へ第2駐車場として変更することとした。

これにより、基幹的広域防災拠点として位置付けられている海とのふれあい広場が事業計画地から除外され、災害時の迅速な拠点活動への影響を低減するだけでなく、第1案で想定された「人と自然との触れ合い活動の場」、「陸域生態系」への環境影響もさらに低減された計画案となった。

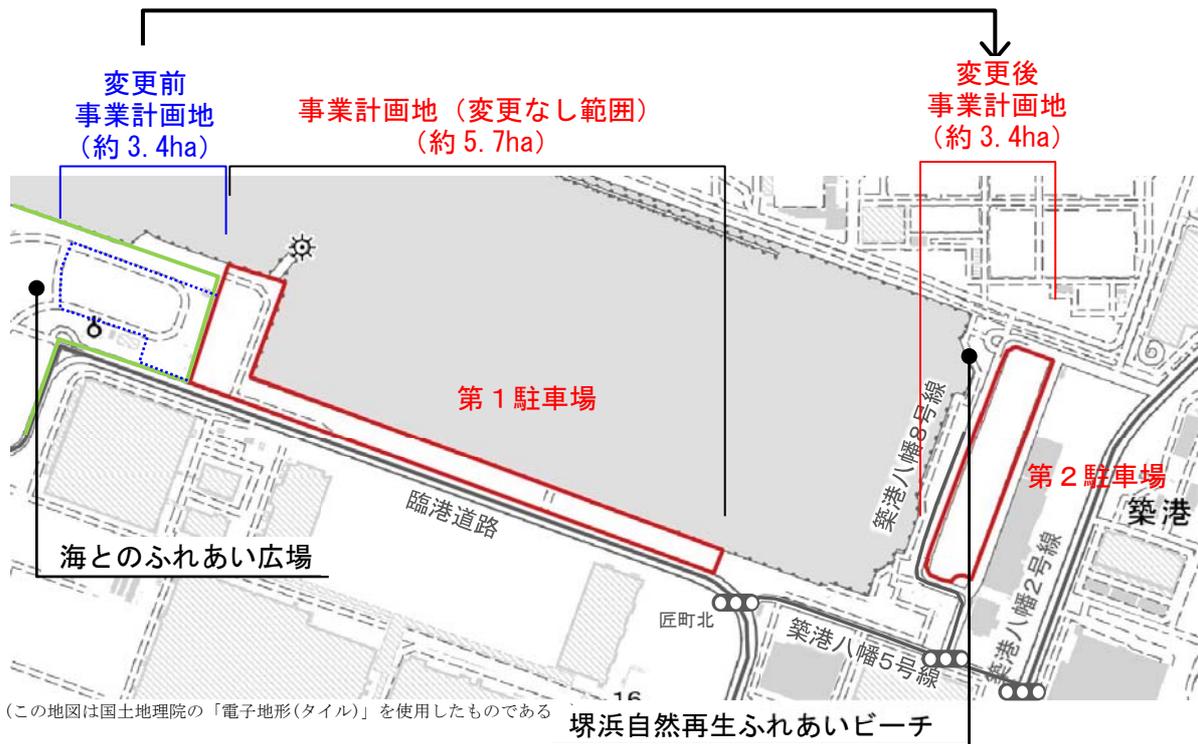


図 3.2-4 施設配置計画図(見直し後)